

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
1	制度	事業類型	第1号事業者で、「特定募集情報等提供事業者」と「非特定（特定募集情報等提供事業者に該当しない事業者）」の違いは、どこで判断されますか。	まずは厚生労働省のウェブサイトの「令和4年職業安定法の改正について」「届出書の記載要領」をご覧ください。ご不明点等があります場合は、管轄の都道府県の労働局へお問い合わせください。 令和4年職業安定法の改正について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html └届出書の記載要領 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000998310.pdf
2	制度	事業類型	弊社が、2022年度の審査対象である第1号事業なのか教えていただけますか。	2022年度は第1号にのみ該当するサービスが審査対象です。第1号以外の事業、及び同一ブランド・サービスで第1号と第3号の両方に該当するサービスは、本年度の審査対象外です。 職業安定法第4条第6項第1号、第2号、第3号、第4号の各々に該当する類型については、法に基づくものですので、各事業者様におかれまして、ご不明点がありましたら、管轄の都道府県労働局へご確認の上、当認定制度においても（審査認定機関へ）申請頂ければと存じます。（当事務局は法解釈を規定できる立場にないとの認識でおります。）
3	制度	認定メリット	2022年10月1日から施行されている職安法改正による募集情報等提供事業者の運営ルールの変更について、「優良募集情報等提供事業者認定」が認証された事業者（認定基準を満たしている）に関しては、法改正に関して適切に対処し、運用されているという認識でよいですか。	2022年度に施行された改正職安法を根拠とした認定基準も含まれますが、認定を受けたとしても、必ずしも全ての法改正事項に適切に対処したとはなりません。
4	制度	ロゴマーク	認定を受けたら掲出できるロゴマークのようなものはありますか。	認定のロゴマークの使用が可能となります。 認定企業のホームページ、名刺等での使用を想定しておりますが、ロゴマークの使用規定については、詳細決まり次第、お伝えいたします。
5	制度	問合せ先	申請の準備中に気になる軽微な質問などは、どちらに問い合わせればよいですか。	審査料関連や申請書類の提出日など、お問い合わせ内容によっては直接審査認定機関にお尋ね頂いた方がよろしい場合もありますが、まずは当認定制度事務局へお問い合わせください。
6	制度	認定時期	第1号事業のみに該当するサービスと、その他の2～4号の事業類型に該当するサービスを運営しています。2022年度に1号事業のみに該当するサービスの審査をしたとしても、認定可否判定は2023年度の追加審査時になりますか。	2022年度に、第1号事業のみに該当するサービスについての審査を受け、2023年度に第2～4号事業のサービスについて追加審査を受ける場合、2022年度に審査を受けた内容については2022年度に認定可否が判定されます。 但し、2022年度に認定された場合であっても、2023年度に該当する第2～4号事業についての追加審査を受けなかった場合は、認定取り消しとなります。
7	制度	認定取消	認定取消の場合、罰則などはありますか。	特にありません。
8	申請	事業類型	厚労省に届け出た事業類型が誤っている場合、届出とは異なる内容での申請は可能ですか。	事業類型が誤っているかどうかについては、厚生労働省へお願いします。その上で、優良認定制度について申請をする際は、正しい事業類型にて申請をお願いします。

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
9	申請	時期	申請については期間が決められている訳ではなく、任意のタイミングで申請してよいですか。	申請期間が決まっていますので、その期間に申請してください。2022年度の予定は以下のとおりです。 申請受付期間 : 2022年12月19日(月)～2023年1月27日(金) 審査期間 : 2023年2月1日(水)～2023年3月10日(金) 認定 : 2023年3月31日(金)
10	申請	時期	2023年度の申請受付時期、申請のタイミングが複数回あるかなどについて教えてください。	2023年度の申請受付時期、申請のタイミングが複数回あるか等については、2023年度以降に決まり次第お知らせいたします。
11	申請	社数	2022年度の申請企業数、申請企業の規模感について、教えていただけますか。	申請事業者が審査認定機関へ直接申請することになっております。事務局では、申し訳ありませんがお答えすることができません。
12	申請	審査認定機関	審査認定機関は、何を基準に選択すべきですか。	審査認定機関によらず、審査の基準やポイントは同じです。機関の体制や実績、審査料などを参考にご検討ください。オンライン審査ですので、地域なども関係ありません。
13	申請	審査認定機関	審査認定機関のHPに申請受付事業者数に制限があるとの記載がありました。申請期間内でも申請ができない場合がありますか。	審査可能な事業者数については、審査認定機関の状況によります。
14	申請	審査認定機関	申請費用等が各審査機関に問合せとなっているのはなぜですか。どの企業からの申請も同一の費用で行っているのであれば、各機関の審査費用を公表してもよいのではと感じました。	審査料については審査認定機関が独自に設定しております。2022年度については結果的に同一金額になったにすぎません。お手数ですが、各審査認定機関の情報をご確認の上、ご対応ください。
15	申請	申請要件	2年の運用実績を申請要件としている理由は何ですか。なぜ2年なのですか。	派遣事業や職業紹介の優良事業者認定制度では3年の実績を求めているのに比べて、募集情報等提供事業は新規の事業者も多いことから短く設定しています。「一定の事業実績」として募集情報等提供事業では、2年と設定しています。
16	申請	資料	申請書類で捺印や直筆署名が必要なものはありますか。	特にありません。 誓約書においても、社内の決裁規程に基づき適切な手続きがとられていれば、捺印は不要です。直筆署名でなくても構いません。社長名のゴム印、PCでの入力文字も可です。 詳細、申請書類の記入例をご覧ください。(https://yuryonintei.com/flow/#download)

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
17	申請	サービス一覧	第1号事業のみに該当するサービスとその他の事業類型に該当するサービスを運営している場合、まとめて申請すべきですか、または、媒体ごとでの申請でも問題ないですか。	申請は法人単位です。 申請時に、申請書類として、募集情報等提供事業に該当する全てのサービスの一覧表として「審査対象サービス一覧」(https://yuryonintei.com/flow/#download) をご提出ください。 但し、2022年度は、第1号事業のみに該当するサービスの審査だけになりますので、2022年度は第2～4号事業の審査のためのエビデンスの提出は不要です。 審査日程が決定しましたら、2022年度の審査対象についての事前送付エビデンスを、審査認定機関が指定した期限までに、準備・ご提出下さい。
18	審査	審査対象	2022年度は、第1号事業にのみ該当するサービスを運営する事業者（その他類型を兼業していても可）が対象とのことですが、審査・認定は事業者単位ですか、サービス単位ですか。	法人（事業者）単位です。 但し、2022年度は「第1号事業にのみ該当するサービス」が審査対象になります。 「第2～4号に該当するサービス」「同一ブランドで1号と3号の両方に該当するサービス」は、2023年度以降の審査になります。 よって、2022年度の審査対象以外のサービスも運営している場合は、次のどちらの方法でも差し支えありません。 ①2022年度の審査対象である「第1号のみに該当するサービス」について審査・認定を受け、2023年度に残りのサービスについて追加審査を受ける（2023年度に必ず追加審査を受けることが条件となります） ②2023年度に全てのサービスをまとめて審査・認定を受ける
19	審査	審査対象	同一ブランド・サービスで第1号と第3号の両方に該当するサービスは審査対象外と記載がありますが、求人メディアの中にスカウトサービス機能を持たせており、募集情報等提供事業届出の際に、厚労省より3号として提出する指示をいただき届出をしました。この場合、優良募集情報等提供事業の対象となるのでしょうか。	募集情報等提供事業者で、認定制度の申請要件 (https://yuryonintei.com/flow/#requirement) を満たしていれば、本認定制度の対象になります。 但し、2022年度は第1号にのみ該当するサービスが対象で、第1号以外の事業、及び同一ブランド・サービスで第1号と第3号の両方に該当するサービスは、本年度の審査対象外です。 例) 募集情報等提供事業に該当するサービスを3つ保有。第1号事業にのみ該当するサービスAが1つ、同一ブランド・サービス名で第1号と第3号の両方に該当するサービスBが1つ、第3号のみに該当するサービスCが1つある場合 ・2022年度優良募集情報等提供事業者認定制度の申請は可能。 ・2022年度は、Aのみを審査。 ・2023年度に、BとCの追加審査を受けることが必須。 ※2022年度に第1号事業のサービスAの審査を受け優良認定された場合でも、2023年度にA以外のサービスの追加審査を受けなかった場合は、認定取り消しとなります。追加審査には別途審査料が必要です。
20	審査	審査対象	1号と3号の両方に当てはまるサービスについて、今回は審査ができないのですか。それとも「1号」に該当する部分だけ審査していただけるのですか。	2022年度は第1号にのみ該当するサービスが対象で、第1号以外の事業、及び同一ブランド・サービスで第1号と第3号の両方に該当するサービスは、2022年度の審査対象外です。 仮に、同一ブランド・サービスで第1号と第3号の両方に該当するサービスの1号部分のみを審査し認定した場合、求職者は3号部分を含むサービス全体が認定されていると誤認してしまう可能性があるため。

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
21	審査	審査時間	オンライン審査の時間と、審査当日のイメージを教えてください。	審査認定機関によりますが、2～3時間くらいを想定しています。 事前送付資料（エビデンス）に沿って各項目について順に、インタビューされるイメージです。
22	審査	審査方法	オンライン審査について、認定基準項目についての各担当者が説明しても大丈夫ですか。或いは1名が全項目について説明する必要がありますか。	申請事業者の説明者の人数については、1名が認定基準項目の全項目を説明することも、各項目を異なる説明者が説明することもできます。 申請事業者に所属しない外部の者（例えばコンサルタントなど）による説明・同席は不可となります。
23	審査	審査方法	審査の資料として、社外秘の機密資料もあると思いますが、提出の際に守秘義務の書類を締結しますか。	審査において知りえた申請事業者の情報を守秘することを誓約する「機密事項守秘義務誓約書」を、審査の前に、審査認定機関から申請事業者に送ることになっており、申請事業者が提出した資料が他に出ることはありません。 業務マニュアル等の資料を丸ごと提出し、認定基準No.●のエビデンスとしては、業務マニュアルの●ページに記載がある、という説明ですとわかりやすいですが、全部出すことに懸念があるようであれば、インデックスの部分と、該当箇所の内容のみの提出でも可です。
24	審査	審査方法	審査の際に、資料が足りない等で不合格の可能性はありますか？ 追加資料の提出で対応可能ですか？	審査日当日にエビデンス等に不足がある場合は、不合格になる可能性があるとは存じますが、設定された審査日までの期間で、提出した事前送付エビデンスに過不足があるかないかについては、審査認定機関にお問い合わせ頂くかご相談頂くことがよろしいかと存じます。
25	審査	再審査	不認定となった場合、次回審査（再審査）はいつになりますか。	2022年度に不認定となった場合は、次回の審査は2023年度となります。現在、2023年度以降の予定は未確定のため日程はお答えすることができません。ご了承ください。
26	審査	エビデンス	エビデンス提出資料について、様式の決まりはありますか。	エビデンスの提出様式には、特に決まりはありません。
27	審査	エビデンス	複数のサービスがある場合、全メディア分のエビデンスを用意する必要がありますか。	エビデンスとして業務マニュアルの該当箇所を提出する場合、複数のサービスがそれぞれ独立したルール・マニュアルになっているのであれば、それぞれのマニュアルでの該当箇所を提出する必要があり、統一されたルール・マニュアルになっているのであれば、一つのマニュアルでの該当箇所を提出すればよいということになります。 なお、例えば、認定基準の「情報公開」についてのエビデンスとして、運営メディアでの該当箇所を提示するような場合は、該当する全メディアでの記載箇所の提示が必要となります。
28	審査	認定基準	第1号事業以外の認定基準はいつわかりますか。	第2号～4号事業についての認定基準は、2023年度に決定する予定です。決まり次第お知らせいたします。
29	審査	認定基準	3年後の更新時に、再申請・再審査・再認定の内容や基準の変更はありますか？	第1号以外の認定基準については、2023年度に決定する予定です。 現在決定している内容について、今後変更があるかは未定です。

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
30	審査	認定基準	エビデンス例として複数書かれているものは全部用意しなければならないですか。	必ずしも全てを用意していただく必要はありません。認定に当たっては、①ルールやマニュアルがあるかどうか、②周知・運用がされているか、③運用の証跡があるかといった部分を見ますが、基準によっては提出が必須ではないもの、求めないものもあります。 詳しくは、HPのダウンロードコーナー(https://yuryonintei.com/flow/#download)の「説明会資料」の「認定基準」の「認定基準ページの見方」のエビデンスの項目をご確認ください。
31	審査	認定基準	「発信している」「実施している」「作成し、運用している」「規定が定められている」といった認定基準について、内容の過不足を見るのですか。受審のヒントを知りたいです。	業務マニュアル等に「ルールが定められていること」を必ず確認させていただきます。その上で、運用の実績が確実にわかる証跡（例えば、研修実施など）がある場合には、その証跡も確認させていただきます。また、合わせて「エビデンス及び運用に関する誓約書」をご提出いただけます。
32	審査	認定基準	職安法改正において、「労働者になろうとする者に関する情報（個人を識別する情報）」というのは名前のみでも労働者になろうとする者に関する情報に該当しますか。	法解釈については管轄の労働局にお問い合わせください。 参照／厚生労働省 令和4年 改正職業安定法Q & A 問1 - 6 (https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000965559.pdf) 労働者になろうとする者に関する情報とは、労働者になろうとする特定の個人を識別することができる情報のほか、個人を特定できない情報であっても、個人の経歴やメールアドレス、サイトの閲覧履歴、位置情報等を含むものです。 求人メディア等において利用者が検索ワードを入力した場合や、チェックボックス等で検索結果の絞り込みを行った場合は、労働者になろうとする者に関する情報の収集には該当しません。
33	審査	認定基準	教育すべき従業員の範囲は、社員全員ではなく、事業に関わる範囲の従業員という理解で良いですか。	個人情報やコンプライアンスに関する教育の対象は全従業員。個別の業務に関わるものは、その業務に関わる従業員を指します。
34	審査	認定基準	研修会/勉強会のエビデンスとして、スケジュールなどの記録 Googleカレンダーや社内チャットのみで問題ないですか。	社内研修等については、いつ、だれに、何をしたかが重要で、そのことが分かれば問題ありません。
35	審査	認定基準	社員研修などのエビデンスに全求協の広告取扱者資格認定は利用できますか。他、全求協の資格審査や基礎知識の資料などもエビデンスとして使えますか。	社内研修等については、いつ、だれに、何をしたかが重要で、そのことが分かれば問題ありません。 全国求人情報協会(略称：全求協)の資格制度や資料等を活用していただく場合も、社員研修等を実施したことがわかる資料をご提示いただく必要があります。
36	審査	認定基準	エビデンスとしての理解度TESTなどの実施が、認定の申請期間中の実施ですが構わないですか。	認定の申請期間中に理解度TESTを実施し、遅くとも審査当日までに理解度テストの実施を完了しているならば、実施しているとの認識で構いません。
37	審査	認定基準	エビデンスについて求人企業との広告掲載に関する申込書とは、全量が必要ですか	「契約書または申込書」については、書面中に記載のある利用規約等を確認するためのものですので、白紙のものを一部ご提出頂ければ問題ありません。
38	審査	認定基準	証跡はデータベース化する必要がありますか。	メール履歴などでも問題ありません。

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
39	審査	認定基準	審査に当たって証跡メールが必要なものについて、審査後の保存期間のルールはありますか。	審査に当たってエビデンスとして提出した証跡メールを、申請事業者が審査後も保存しておく必要はありません。
40	審査	認定基準	職業紹介事業者の保有求人のみを扱う媒体で、「募集情報等提供事業者」へ「職業紹介事業者」から求人情報の提供依頼をする場合において 認定基準にある「求人者」はそのまま「職業紹介事業者」と置き換えても、問題ないですか 例/ No.8 「求人企業・事業主の承諾を得ることなく求人情報を改変して掲載していない」 No.26 「求人企業・事業主に対し、情報が正確であることを確認している」 の「求人企業・事業主」を「職業紹介事業者」に置き換える	省令にありますとおりの確表示義務は「情報の提供を依頼した者」との関係になるため、左記理解で問題ありません。
41	審査	認定基準	【No.10】説明会資料の「審査の際に申請事業者にしていただくこと」に、「1（2）求人企業の充足や内容変更の際、求人企業から通知してもらえるように依頼した証跡（メール等の文書が最適）がある場合は、提示し、説明する」とありますが、“ある場合”のみの提示となって良いのでしょうか。	<p>●認定基準 II. 的確表示-No.10</p> <p>1、求人企業・募集主に対し、求人が充足したときや内容を変更したときには、速やかに通知することを依頼している</p> <p>2、労働者の募集に関する情報の時点を明示している</p> <p>※1、2のいずれか一つを必須項目とカウントし、もう一つを準項目とカウントする</p> <p>●審査の際に申請事業者にしていただくこと</p> <p>1、（1）業務マニュアル等（契約書等）の該当記載箇所を提示し、説明する （2）求人企業の充足や内容変更の際、求人企業から通知してもらえるように依頼した証跡（メール等の文書が最適）がある場合は、提示し、説明する</p> <p>2、（1）運営メディアの該当箇所を提示し、説明する</p> <p>=====</p> <p>■No.10の1の審査の際に申請事業者にしていただくことについて</p> <p>1（2）「ある場合は、提示し、説明する」ですので、ない場合は、求人企業から通知してもらえるように依頼した証跡（メール等の文書が最適）の提出の必要はありません。</p> <p>但し、1（1）「業務マニュアル等（契約書等）の該当記載箇所を提示し、説明する」は別途必要です。</p> <p>■認定基準をクリアするためには、以下3つのことが確認できる必要があります。</p> <p>①必要な制度やルール・マニュアルが整備されている</p> <p>②対象となる社内外の関係者に周知されている</p> <p>③実際に運用された事実や事例（実績）がある ※ある場合は提出として、ない場合は事例（実績）についての証跡の提出を不要としている場合もありますが、そもそも申請書類として「認定基準を満たす運用を確実に行っていきます。」との一文の入った「認定基準に係るエビデンス及び運用に関する誓約書」をご提出頂いており、それをもって担保とさせていただきます。</p>

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
42	審査	認定基準	【No.19】について、エビデンスをどう提示すればいいか迷っています。例えばどのようなものが、よいですか	<p>【No.19】</p> <p>■「以下（厚生労働省 令和4年 改正職業安定法Q & A）の①②③の場合がある」ケースのエビデンス例 「以下①②③の場合は、指針第五の一の（六）イ、ロ、ハを実践している」旨を明記しているエビデンスを提出する。 ※「指針第五の一の（六）ハ」については、本人より明確に表示された形式の同意を示す必要があります。 参照／令和4年 改正職業安定法Q & A 問3-6 (https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000965559.pdf)</p> <p>■「厚生労働省 改正職業安定法Q&Aの以下①②③の場合がない」ケースのエビデンス例 「以下①②③の場合がない」旨を明記しているエビデンスを提出する。 ※②については、個人情報を収集する際のフォーマットを全て提出頂き、指針第五の一の（二）のイロハ（イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、ロ 思想及び信条、ハ 労働組合への加入状況）に該当する情報がないことをもって、エビデンスとすることも可能です。</p> <p>◆厚生労働省 令和4年 改正職業安定法Q & A 問3-4より 指針第五の一の（六）において、「イ、同意を求める事項の明示」や「ロ、同意をサービス提供の条件としないこと」、「ハ、明確な同意の表示」が求められるのは下記①、②、③の場合である。 ①法第五条の五第一項に基づき、「業務の目的の達成に必要な範囲」を超えて個人情報を収集し、使用し、又は保管する場合 ②指針第五の一の（二）により特別な職業上の必要性が存在する等業務の目的の達成に必要な不可欠なために、指針第五の一の（二）のイロハ（イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項、ロ 思想及び信条、ハ 労働組合への加入状況）に掲げる個人情報を収集する場合 ③指針第五の一の（三）により第三者から個人情報を収集する場合</p> <p>（指針第五の一の（六）） イ、同意を求める事項について、可能な限り具体的かつ詳細に明示すること。 ロ、業務の目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集し、保管し、又は使用することに対する同意を、本来の職業紹介等を利用する際の条件としないこと。 ハ、求職者等の自由な意思に基づき、本人より明確に表示された同意であること。</p>
43	審査	認定基準	【No.21、22、23】それぞれ、「企業ホームページおよび運営メディア内の該当記載箇所」のエビデンスが必要ということですが、どういったことの記載が必要ですか。	<p>No.21 労働者の募集に関する情報の的確な表示に関する事項について情報公開している →認定基準No.3～11の的確な表示に関する措置の内容等が記載されていれば問題ありません。</p> <p>No.22 苦情の処理に関する事項について情報公開している →認定基準No.30～33の苦情相談に関する措置の内容等が記載されていれば問題ありません。</p> <p>No.23 個人情報を適正に管理するために講じている措置に関する事項について情報公開している →No.12～20の個人情報の取り扱いに関する措置の内容等が記載されていれば問題ありません。</p>

番号	大分類	小分類	ご質問	回答
44	審査	認定基準	<p>【No.25】求職者等からの苦情・相談等の受付窓口を設置し、担当者及び責任者を選任している</p> <p>【No.31】審査業務を担当し、掲載の可否判断を行う担当者及び責任者を選任している</p> <p>上記のエビデンスの組織図は、企業のすべての組織図ではなく、関連部署がわかるものであれば、簡易的なものでよいですか。</p>	<p>該当部分以外はマスキングするなど、該当する部分だけ抜き出した組織図を提示すれば問題ありません。</p>
45	審査	認定基準	<p>【No.25】営業社員各人が求人企業に直接確認をしている場合は、営業部部長が審査業務の責任者ということによいですか。</p>	<p>必ずしも専門部署・専任者である必要はないですので、自社内で選任した方を責任者に設定して差し支えありません。</p>
46	審査	認定基準	<p>【No.25～No.29】認定基準の「審査」は「求人内容の審査」という認識でよいですか。</p>	<p>掲載する求人情報の企業そのものと、求人情報の内容の両方の審査を意味します。</p>
47	審査	認定基準	<p>【No.28】「取引先所在の確認」は実際に訪問した証跡などが必要ですか。</p>	<p>業務マニュアル等に「新規取引の場合、所在と事業内容を確実な方法で確認している」についての「ルールが定められていること」を必ず確認させていただき、運用に関しては「エビデンス及び運用に関する誓約書」をもって確認いたします。よって実際に訪問した証跡等は必要ありません。</p>
48	審査	認定基準	<p>【No.31】苦情相談窓口を外部に委託し、苦情があれば都度報告をもらう体制を取っていた場合、苦情相談受付の体制として認められますか。</p>	<p>苦情・相談受付を外部委託していても、苦情相談受付の体制（制度）としては問題ありません。申請事業者（貴社）の担当者、責任者、および外部委託会社の責任者の選任が必要です。</p> <p>事前送付エビデンスとしては、苦情相談受付窓口の担当者名、責任者名、外部委託会社の社名、部署名、責任者名をお知らせください。</p> <p>また、認定基準No13「個人情報の管理に関して具体的な対処の仕方について記載された適切な個人情報保護規程等がある」と矛盾がない（委託先の管理監督に関する項目がある）体制であることも求められますので、ご注意ください。</p> <p>以下、No13【用語解説】から抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規程等には、個人情報保護法の事業者が守るべき4つのルールに関して明記されている 2、保管・管理に関するルール…漏えい等が生じないよう安全管理措置（従業者、委託先にも徹底）